

関係事業主 殿

(一社)長野労働基準協会

高所作業車の運転業務特別教育 開催のご案内 (作業床の高さが10m未満)

高所作業車は、産業現場における高所での作業を安全かつ効率的に行える機械として幅広く使用されていますが、誤操作などの不安全行動による墜落・転落及びはさまれ・巻き込まれによる事故・災害が発生していることから、高所作業車の運転業務に従事する方が、機械の適切な使用方法や安全な運転・操作などに関する知識・技能を身につけておくことが災害を防止するために重要となっています。

このため、高所作業車の運転業務につきましては、労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条で、作業床の高さが10メートル未満の高所作業車の運転業務は、事業者による特別教育を修了した者でなければ業務に就かせることができないと定めています。

このたび、当協会では、事業者に代わって「高所作業車の運転業務特別教育」を下記により実施することといたしましたので、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

記

1 開催日・会場・定員

(1) 開催日時 令和6年12月12日(木)・13日(金)

・学 科 12日(木) 午前9時00開講 (受付は午前8時40分から)

・実 技 13日(金) 午前9時又は午後1時開講 (申込み受付時にお知らせします)

(2) 会 場 長野市大豆島4034 長野地域職業訓練センター

(3) 定 員 30名

2 受講料及びテキスト代 (消費税を含む)

(1) 受講料

各労働基準協会会員事業場 1名 9,000円 + 消費税 900円 (合計9,900円)

上記以外の事業場(会員外) 1名 11,000円 + 消費税1,100円 (合計12,100円)

(2) テキスト代 「高所作業車運転者教本」 1冊 1,400円 + 消費税 140円 (合計1,540円)
(特別教育用テキスト)

合計 会員 11,440円 会以外 13,640円

3 特別教育カリキュラム（講師等の都合で変更する場合があります）

月日	科 目	時 間		講 師
12/12	高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	9:00～12:00 昼食 (12:00～13:00)	3時間	(一社)長野労働基準協会講師 平山正己氏
	原動機に関する知識	13:00～14:00	1時間	
	高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識	14:00～15:00	1時間	
	関係法令	15:00～16:00	1時間	小林労働安全衛生 コンサルタント事務所 所長 小林喜八郎氏
	修了試験	16:00～16:30	0.5時間	
12/13	高所作業車の作業のための装置の操作（実技）	◎午前 9:00～12:00	3時間	(一社)長野労働基準協会講師 吉岡積善氏
		◎午後 13:00～16:00	3時間	

4 受講の申込方法

受講を希望される方は別紙「受講申込書」に記入の上、受講料及びテキスト代を添えて
11月28日(木)までに(一社)中野労働基準協会へお申込みください。

(〒383-0013中野市中野1863-1 ☎ 0269-22-2255 FAX 0269-23-0729)

ただし、申込み締切日前でも定員に達した場合は受付けを締切りますので、ご了承ください。

FAXでの申込み、受講料振込も受付けますのでお問い合わせ下さい。

振込先 八十二銀行／中野支店 普通預金381906

5 修了証の交付

所定の時間を受講し、試験に合格した方に、修了証を交付します。

6 その他

(1) 申込み後の取消し・変更等は12月5日(木)までとし、その後の取消し及び講習会当日の欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還いたしませんのでご了承ください。

(2) 一日目は受講票・筆記用具(鉛筆・消しゴム)を持参してください。

二日目は受講票・実技のできる服装(すでにお持ちの方はフルハーネス、長袖長ズボン作業衣、ヘルメット、安全靴、軍手等)で受講してください。

(3) 一日目は昼食(450円)を斡旋しますのでご利用ください。(講習当日の注文受付となります)

(4) 助成金について

建設事業主の場合は、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」の支給が受けられる場合があります。詳細につきましては 厚生労働省 長野労働局職業安定部 職業対策課 雇用指導係 にお問合せください。

〒381-0935 長野市中御所1-22-1 (TEL:026-226-0866)